6種地	—	—	0.000320	0.2980
5種地	—	—	0.000300	0.3130
4種地	—	—	0.000130	0.4320
3種地	—	—	0.000090	0.4560
2種地	—	—	0.000147	0.4276
1種地	—	—	0.000103	0.4430

	限定特定行政庁設置市町村		その他の市町村	
	A	B	A	B
Ⅰの地域				
10種地	—	—	—	—
9種地	—	—	—	—
8種地	—	—	—	—
7種地	0.000210	0.4315	0.000180	0.3690
6種地	0.000500	0.2140	0.000430	0.1815
5種地	0.000490	0.2205	0.000420	0.1880
4種地	0.000100	0.4350	0.000080	0.3750
3種地	0.000030	0.4665	0.000030	0.3975
2種地	0.000173	0.4161	0.000147	0.3566
1種地	0.000160	0.4190	0.000140	0.3580
Ⅱの地域				
10種地	0.000340	0.2390	0.000280	0.2150
9種地	0.000280	0.2960	0.000240	0.2530
8種地	0.000140	0.4220	0.000120	0.3610
7種地	0.000360	0.2350	0.000320	0.1910
6種地	0.000320	0.2670	0.000260	0.2390
5種地	0.000280	0.2970	0.000240	0.2540
4種地	0.000130	0.4020	0.000110	0.3450
3種地	0.000080	0.4320	0.000070	0.3690
2種地	0.000140	0.4020	0.000120	0.3440
1種地	0.000091	0.4191	0.000080	0.3580

（注１）　Ⅰの地域７種地ｃはⅠの地域７種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅰの地域７種地ｄはⅠの地域７種地に区分されるその他の中核市を、Ⅰの地域７種地ｅはⅠの地域７種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する特例市を、Ⅰの地域７種地ｆはⅠの地域７種地に区分されるその他の特例市を、Ⅰの地域６種地ｃはⅠの地域６種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅰの地域６種地ｄはⅠの地域６種地に区分されるその他の中核市を、Ⅰの地域６種地ｅはⅠの地域６種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する特例市を、Ⅰの地域６種地ｆはⅠの地域６種地に区分されるその他の特例市を、Ⅰの地域５種地ｃはⅠの地域５種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅰの地域５種地ｄはⅠの地域５種地に区分されるその他の中核市を、Ⅰの地域５種地ｅはⅠの地域５種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する特例市を、Ⅰの地域５種地ｆはⅠの地域５種地に区分されるその他の特例市を、Ⅱの地域10種地ｃはⅡの地域10種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅱの地域10種地ｄはⅡの地域10種地に区分されるその他の中核市を、Ⅱの地域10種地ｅはⅡの地域10種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する特例市を、Ⅱの地域10種地ｆはⅡの地域10種地に区分されるその他の特例市を、Ⅱの地域９種地ｃはⅡの地域９種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅱの地域９種地ｄはⅡの地域９種地に区分されるその他の中核市を、Ⅱの地域９種地ｅはⅡの地域９種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する特例市を、Ⅱの地域９種地ｆはⅡの地域９種地に区分されるその他の特例市を、Ⅱの地域８種地ｅはⅡの地域８種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する特例市を、Ⅱの地域８種地ｆはⅡの地域８種地に区分されるその他の特例市をいう。

（注２）　補正係数が1.000未満となるものに係る補正係数は1.000とする。

普通態容補正（給与差等）

			大都市・宅造あり	大都市・宅造なし	中核都市・宅造あり
1	級	地	0.849	0.833	0.835
2	級	地	0.832	0.816	0.818
3	級	地	0.813	0.798	0.799
4	級	地	0.803	0.788	0.789
5	級	地	0.777	0.762	0.764
6	級	地	0.759	0.745	0.747
無	級	地	0.740	0.726	0.728

			中核都市・宅造なし	特例市・宅造あり	特例市・宅造なし
1	級	地	0.825	0.834	0.825
2	級	地	0.808	0.818	0.808
3	級	地	0.790	0.799	0.790
4	級	地	0.780	0.789	0.780
5	級	地	0.755	0.764	0.755
6	級	地	0.738	0.746	0.738
無	級	地	0.719	0.727	0.719

			建築主事設置市	限定特定行政庁設置市町村	その他の市町村
1	級	地	0.825	0.777	0.665
2	級	地	0.808	0.762	0.652
3	級	地	0.790	0.745	0.637
4	級	地	0.780	0.735	0.629
5	級	地	0.755	0.712	0.609
6	級	地	0.738	0.696	0.595
無	級	地	0.719	0.678	0.580

第明治三十種五郵便物認可